

令和 7 年度指定管理鳥獣捕獲等業務（福知山市大江町東部等区域）特記仕様書

1 総則

本業務の履行に当たっては、本特記仕様書によるほか、業務に共通する事務取扱、技術上の指示事項等については、「測量業務共通仕様書（案）（令和 3 年 3 月京都府）」（以下「共通仕様書」という。）を準用することとし、「測量業務」を「捕獲業務」に、「主任技術者」を「指導監督者」に読み替える等により適用するものとする。

2 目的

京都府ではニホンジカの推定生息数及び被害金額を半減させることを目的に加害個体の捕獲や柵の設置に係る支援を実施してきたが、従来の対策では限界があるため、積極的な個体群管理としてのニホンジカの捕獲を実施する。

3 実施場所

- （1）京都府福知山市大江町印内・綾部市小畑町区域 3.0km²（別紙図面参照）
- （2）京都府福知山市大江町東部区域 12.0km²（別紙図面参照）

4 実施時期

契約日又は契約日の翌日～令和 7 年 12 月 19 日

5 捕獲の実施

- （1）捕獲をする鳥獣の種類

ニホンジカ

- （2）捕獲をする方法

- ① 福知山市印内区域・綾部市小畑町区域 わな猟（くくりわな）
- ② 福知山市大江町東部区域 銃猟（巻き狩り）

- （3）捕獲設定数量

下記の①及び②を事業の捕獲設定数量とし、①及び②ごとにいずれの数量も達成しない場合は、契約額の変更を行うものとする。

- ① 福知山市印内・綾部市小畑町区域

ア ニホンジカを 40 頭捕獲

イ 誘引餌の設置、くくりわなの設置、見回り、回収等の捕獲作業に合計でのべ 13 人日以上に従事者で実施

ウ くくりわなをのべ 240 台日以上稼働

- ② 福知山市大江町東部区域

ア ニホンジカを 80 頭捕獲

イ 銃猟（巻き狩り）をのべ 119 人日以上に従事者で実施

なお、捕獲員は鳥獣捕獲等事業の認定において捕獲従事者名簿に記載されている者に限る。

（４）事前調査

契約締結後直ちに発注者との打合せを実施し、速やかに事前調査を開始する。事前調査では、当該区域の地理地形に精通した捕獲従事者又は当該区域での捕獲実績を有する協力者とともに、聞き取り調査及び既存資料により目撃情報及び捕獲情報を収集し、現地での痕跡調査等を実施して、捕獲の可能性が高い区域を抽出する。また、安全管理対策のため、地元有害捕獲班や狩猟者と十分な連絡調整を行うとともに、対象区域への地域住民や一般人の立ち入りの状況を把握する。

（５）捕獲計画書の作成

事前調査結果を踏まえ、生息密度の高い箇所では効果的に捕獲する。以下の事項を記載した捕獲計画書を作成して発注者へ提出し、この捕獲計画書をもとに発注者と協議の上、安全かつ効果的に捕獲を実施する。

- ・捕獲の概要
- ・捕獲方法、捕獲従事者名、捕獲に使用する猟具、所持許可番号及び許可日等
- ・捕獲実施回ごとの捕獲位置図（銃猟人員、保安員の配置及び注意看板の設置場所を示すこと。捕獲個体の埋設処理を行う場合は、埋設地を明記すること。）
- ・捕獲に必要な申請
- ・安全管理計画、緊急時の連絡体制
- ・工程計画（必要な申請含む）
- ・実包の譲受予定数量計画一覧表（別紙１）

なお、現地において捕獲実施回ごとの捕獲位置図に示す銃猟人員配置箇所に番号を付した標識を設置する。

（６）許可関係

指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者証を申請し、従事者証の交付を受ける。このほか捕獲計画書に基づき捕獲許可申請を行う。また、銃猟の実施日にツキノワグマに遭遇した場合、捕獲従事者等に危険が及ぶ可能性があることから、公益上必要な捕獲目的としてツキノワグマの捕獲許可申請を、くくりわなにイノシシが捕獲されることを想定して個体数調整目的としてイノシシの捕獲許可申請を京都府農林水産部農村振興課あてにすること。

また、事前に各捕獲実施区域が国有林に該当しないか確認を行うこと。捕獲実施区域内に国有林がある場合は、京都大阪森林管理事務所へ鳥獣の捕獲等のための入林届を提出する等必要な手続きを行うこと。

なお、捕獲に関する業務が完了した場合には、効力が失われた日から 30 日以内に、従事者証を返納すること。ただし、契約書第 9 条の規定に基づき契約が解除された場合は、契約が終了した後速やかに従事者証を返納すること。

（７）実包の管理

捕獲従事者の実包管理について、京都府公安委員会が発行する譲受許可証又は猟友会が発行する無許可譲受票の記載内容と実際の実包の確認をするなど、常に各捕獲従事者の実包の数量等を把握すること。

また、捕獲従事者が本業務に使用するため無許可譲受により譲り受けた実包を転用する場合は、あらかじめ発注者の確認を受けること。

なお、無許可譲受数量以上に実包の譲受が必要な場合は、譲受許可証にて実包を譲り受けること。

（８）安全の管理と確保

① 関係者への周知

捕獲実施期間及び区域について、関係者への周知を行う。事前調査の結果を踏まえ、捕獲の範囲・銃猟人員及び保安員の配置箇所・注意喚起看板の設置箇所について示した図及び説明資料を作成する。また、所管の警察署、隣接する学校や森林組合等へ事前に連絡し、事業実施について周知する。また、銃猟の実施日が決定次第、実施日時を地元住民へ周知するため、福知山市役所に地元有線放送利用等の協力依頼及び地元自治会を対象とした回覧用紙の作成をし、配布する（状況に応じて、事業区域内の自治会へ各戸配布を実施すること）。周知先は、発注者と協議の上決定する。

② 注意看板の設置

事前周知として、捕獲場所の周囲に注意喚起の看板を設置する。看板はA1程度の大きさで実施期間（銃猟の実施日時）、範囲（地図）、猟法、連絡先等を記載し、原則、実施1週間前までに進入路入り口等の見やすい位置に掲示する。また、銃猟の実施当日には、周辺道路を通行する一般人の安全確保のため、銃猟実施中であることが分かる当日用の看板を別途作成し、掲示すること。捕獲作業終了後は、銃猟の実施当日用の看板は、必ず撤去すること。設置の状況を写真に記録する。

③ 緊急時の対応

捕獲事業実施時に緊急事態が発生した際に、指導監督者の直接の指示により、指導監督者又は捕獲従事者のうち2名以上の者が事業実施区域に1時間以内に到着し、応急措置及び関係機関との対応を開始できる体制を構築する。

（９）捕獲作業

① 福知山市印内・綾部市小畑町区域におけるわな猟（くくりわな）について

提出した捕獲計画書をもとに発注者と協議の上、安全かつ効率的に法令に従い捕獲を実施する。捕獲作業中は交付された従事者証を必ず携帯する。捕獲期間終了後速やかに設置した看板を全て撤去する。

法令に従いわなの標識を設置し、わなおよび標識の設置状況を写真で撮影し、捕獲実施前に発注者に提出する。餌にはイノシシやクマの錯誤捕獲を避けるため、ヘイキューブ等の乾草を用いることとし、見回りは毎日実施して設置地点まで行き、わなの状態、痕跡、周囲の状況確認を行い、わな見回り記録票（別紙2）を作成し、発注

者へ日報と併せて提出する。何らかの理由で見回りができない時は、事前に発注者と協議を行い了承を得た上で、わなの仕掛けを解除し、設置期間から省き、そのことを日報に記録する。見回り及び止め刺しは安全管理のため、複数人で実施する。止め刺し方法は安全を保ち、適正な方法で実施する。なお、捕獲実績が低い場合は、発注者と協議の上、わなを移設するなど、効率的な捕獲に努めることとし、計画等の変更を地元に周知する。また、わな架設開始から10日経過後、捕獲実績が無い場合には全てのわな架設を一旦停止し、わな撤去後、新たな箇所でも再捕獲を開始することとする。但し、直近にわな周囲にニホンジカの痕跡等が認められ、捕獲が予想できる場合にはこの限りではない。なお、捕獲期間終了後速やかに設置したわなを全て撤去する。

② 福知山市大江町東部区域における銃猟（巻き狩り）について

提出した捕獲計画書をもとに発注者と協議の上、安全かつ効率的に法令に従い捕獲を実施する。捕獲作業中は交付された従事者証を必ず携帯する。捕獲期間終了後速やかに設置した注意看板や銃猟人員配置箇所に番号を付した標識を全て撤去する。

捕獲作業前には従事者全員でミーティングを行い、安全管理対策及び捕獲作業工程等の確認を行う。猟犬は常に管理下に置き、捕獲作業後は回収を徹底する。捕獲を行うとき以外は、実包を装填しない。発砲は矢先にバックストップがあり、着弾が想定される場所が目視できる地点でのみ行う。また、各捕獲従事者が割り当てられた待ち位置での捕獲作業は、原則として午後3時頃までとし、その後は捕獲個体の回収と処理、記録、処分の作業を適正に行い、作業終了は午後5時頃までとする。

(10) 捕獲個体の処理

捕獲個体は法令に従い、原則として埋設するなどして適正に処理する。埋設処理を行う場合、あらかじめ地元利害関係者の承諾を得た指定埋設地へ搬入する。指定埋設地については、捕獲計画書にその位置と所在地を明記すること。また、適正に捕獲個体を処理したことを示すため、埋設場所、もしくは焼却施設において、処理場所が判別できるよう、捕獲個体毎に写真に記録する。埋設処理を行う場合は、埋設前及び埋設後の状況を捕獲個体毎に写真撮影する（別紙3）。なお、処理個体がツキノワグマに掘り起こされないように留意するものとする。

(11) 捕獲個体の記録について

捕獲個体ごとに、以下により捕獲個体記録票（別紙4）を作成し、速やかに京都府農林水産部農村振興課へ提出すること。

① 捕獲個体の記録

別紙5に示すとおり、捕獲個体の右半身にスプレーで捕獲個体番号を記載の上、捕獲日・捕獲者・捕獲従事者番号・捕獲場所・個体番号を記載した黒板等と共に写真を撮影する。幼獣、成獣の区別は前歯から判定し、幼獣の性別は外部生殖器から判定する。また、捕獲個体からは尾を回収し、捕獲個体番号を記載した容器（ビニール袋等）に入れ、捕獲個体番号、捕獲日時等を記載し、発注者に提出する。

② 日報

指導監督者は毎日の作業状況を作業日報（別紙6）に記録し、適宜メール、Fax 等で発注者へ提出する。

③ 捕獲・目撃実績の記録

各捕獲員が捕獲業務中に捕獲又は目撃等を行った場合、別紙7の一覧表に記載のうえ、発注者へ提出する。

(12) 法令の遵守

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律や銃砲刀剣類所持等取締法、火薬類取締法、電波法などの関係法令を順守し、安全に作業を実施する。特に、アマチュア無線や技適マークのないドッグマーカーは使用しないこととする。なお、簡易デジタル無線については、必要に応じて発注者からの貸与は可能とする。

業務実施後に、実包の譲受に係る譲受許可証及び無許可譲受票の写しを実績報告書に添付し、提出すること。また、各捕獲従事者の実包の使用状況等（譲受数量、使用実績数量、残数量、残弾の取扱い（狩猟又は許可捕獲業務に転用、廃棄等））について把握するため、実包の管理実績一覧表（鉛製銃弾・非鉛製銃弾別）（別紙8）も併せて提出すること。

捕獲に関する業務又は契約が終了した場合は、速やかに無許可譲受票を返納すること。

6 留意事項

- (1) 発注者との打合せ協議は、業務着手時に実施すること。発注者の判断により、打合せ記録簿が必要と判断した場合は、作成の上、提出すること。また、発注者から指示書が発行された場合には、その指示に従うこと。
- (2) 業務の遂行状況について随時報告を行うこと。
- (3) 当業務に係る捕獲及び捕獲個体の処分については、他事業との重複はできない。
- (4) 委託業務期間はもとより委託業務期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。
- (5) 業務に係る全ての成果は発注者に帰属する。また、成果品は、発注者が作成するホームページや印刷物等に自由に使用できるものとする。
- (6) 本業務を遂行する上で、本特記仕様書及び共通仕様書に定めのない事項等で疑義が生じた場合は、発注者と協議するものとする。
- (7) 鳥獣保護の観点から、銃器による捕獲に際しては非鉛製銃弾を使用することし、やむを得ず鉛製銃弾を使用する場合は、捕獲個体の埋設、もしくは焼却施設搬入など適正に処理する。